

- ・ 助成券・助成補助券の交付を受けた方は未使用の助成券・助成補助券の返却枚数による助成限度額を上限に、指定口座への振込みにより還付します。
- ・ 当該妊娠によるご出産後1年以内にご請求ください。
- ・ 毎月末締め処理により翌月末にご指定の口座へお振込みします。

## ■ 申請方法

### <助成券・助成補助券交付の申請方法>

妊娠届出（母子手帳交付）時に、妊婦健康診査費助成申請書に必要事項をご記入の上、保健センターへ申請してください。

なお、他市区町村から転入され、すでに前市区町村で妊娠の届出を済まされている方は、母子健康手帳を確認し、14回から転入前の受診回数を差引いた回数分の助成券と妊娠週数に応じた助成補助券を発行しますので、保健センターへ申請してください。

### <還付による助成の請求方法>

最終の妊婦健診を受診後、保健センターに請求してください。原則として出産後の一括請求をお願いしています。市外転出や経済的理由のある方はご相談ください。

助成金の確定通知は送付しませんので、通帳を記帳などしてご確認ください。

\*助成券による助成と還付による助成を併用する場合は、合計で最大14回の助成となります。

還付請求のときに必要なもの
○ 未使用の助成券・助成補助券(助成券・助成補助券の交付を受けた方)
○ 妊婦健康診査費助成金請求書（押印と振込口座の記入が必要です）
○ 医療機関等発行の領収書、明細書（原本） （※1枚の健診費用が償還額を超える領収書についてはご希望により受付印押印のうえ原本はお返しします～郵送での請求の場合は返信用封筒同封必要）
○ 母子健康手帳（郵送の場合は手帳の表紙と妊娠中の経過欄のコピーを同封）

## ■ その他

- ・ 芦屋市への転入前もしくは市外へ転出された後は、本市の助成対象とはなりません。
- ・ 他市区町村発行の受診券や請求書は、本市では使用できません。
- ・ 海外の医療機関での受診分は助成対象外となります。

☆ 芦屋市では、妊婦の方々にご出産までの生活を健やかに過ごしていただくために、保健センターで保健師や助産師による健康や育児についての相談も行っています。お気軽に声をおかけください。

**【お問合せ先】 芦屋市保健センター** 〒659-0051 芦屋市呉川町14-9  
**電話 0797-31-1586**  
(番号をよくお確かめの上、おかけ間違いのないようお願い致します。)  
**FAX 0797-31-1018**  
 月曜日から金曜日(祝日・年末年始除く)  
 9:00~17:30

妊娠届出書

マイナンバー  転入

届出日	平成 年 月 日	交付番号	<input type="text"/>	入力済・未
妊婦氏名	フリガナ	生年月日	S・H 年 月 日 ( 歳)	職業
夫氏名 (パートナー)	フリガナ	生年月日	S・H 年 月 日 ( 歳)	職業
住 所	芦屋市 町 番	電話番号		
	アパート・マンション・社宅名	(携帯) ( )	( )	( )
同居家族 の有無	なし	妊婦さんと同居している人に○印をつけてください。 [ 夫・パートナー・子ども( )人・実母・実父・義母・義父・祖母・祖父 きょうだい・その他(どなたですか) ]		
	あり			
今回の妊娠 の経過	妊娠の診断を受けた医療機関名( )		里帰り出産予定	有 ・ 無
	出産予定医療機関名 同上 ・ ( )		・ 未定	
	出産予定 H 年 月 日	妊娠週数 ( ) 週		
出産歴	はじめて ・ ( ) 回目			
感染症について	性感染症検査 受けた ・ 受けていない		結核検査 受けた ・ 受けていない	
	上記のとおり妊娠を届け出ます。			
届出者氏名		届出者が妊婦本人でない場合 続柄 ( )		
芦屋市長 様				

保健センターでは安心して子育てできるように妊娠中から保健師・栄養士等が電話や面接、家庭訪問で相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。この届出にかかる情報およびアンケートの内容は、芦屋市で管理し健康支援以外の目的では使用しません。

- 今までにかかった病気
  - なし
  - あり
- 今回の妊娠がわかった時はどんなお気持ちでしたか
  - うれしかった
  - 予想外だったがうれしかった
  - 予想外だったのでとまどった
  - 困った
  - なんとも思わない
  - その他(内容 )
- 今の身体の状態を教えてください
  - 良好
  - まあまあ良い
  - 少し調子が悪い
  - 大変よくない (内容 )

◎ 妊娠前の体格について教えてください。身長( )cm 体重( )kg
- 過去の妊娠経過について教えてください
  - 正常
  - 流産・早産・妊娠高血圧症候群・妊娠性糖尿病・帝王切開・その他( )
- アルコールについて
  - もともと飲まない
  - 以前は飲んでいたが妊娠してからやめた
  - 飲んでいる ( 日/週)
  - たまに飲む
  - 妊娠したのでやめたいと思う
- タバコを吸いますか
 

妊婦: 1. いいえ 2. はい( 本/日 →禁煙しようと思いませんか はい・いいえ )

同居の家族: 1. いいえ 2. はい( 本/日 →禁煙しようと思いませんか はい・いいえ )
- いままでこころの問題でどこかに相談したことがありますか
  - いいえ
  - はい
- 生活が苦しかったり、経済的な不安がありますか
  - いいえ
  - はい
- 妊娠・出産・育児について身近に相談できる人や協力してくれる人がいますか
  - いる(夫・実母・実父・義母・義父・兄弟・姉妹・その他 )
  - いない
- 現在心配なことがありますか
  - いいえ
  - はい

ご自身の精神面・妊娠経過・出産・出産後の生活・上の子の育児・夫(パートナー)との関係  
仕事・その他( )



# 育児・妊産婦相談



- 日 程：毎月第1水曜日
- 受付時間：9：30～10：30
- 場 所：保健センター
- 持 ち 物：母子健康手帳
- 内 容：保健師・助産師・栄養士の相談  
乳児の計測，妊娠期の食事や生活，  
おっぱいや授乳相談など

**※予約不要です※**



## 平成28年度の日程



月	日程	月	日程
平成28年 4月	6日（水）	10月	5日（水）
5月	18日（水）*	11月	2日（水）
6月	1日（水）	12月	7日（水）
7月	6日（水）	平成29年 1月	18日（水）*
8月	3日（水）	2月	1日（水）
9月	7日（水）	3月	1日（水）

\*5月とH29年1月は第3水曜日ですのでお間違いないようお願いいたします。

## 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

- がん検診受診率50%の目標を達成するためには、網羅的な名簿管理に基づく個別の受診勧奨・再勧奨が重要である。
- 子宮頸がん・乳がん検診のクーポン券の配布とともに、個別の受診勧奨・再勧奨を強化するほか、精検未受診者に対する受診再勧奨を進め、がんの早期発見につなげる。
- 補助先：市区町村、補助率：1/2

### 実態把握

#### 網羅的な名簿管理

- 一定年齢の者に対して、受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等を調査し、状況を把握する。

### 個別の受診勧奨・

#### 再勧奨の強化

- 一定年齢の者に対して、受診意向調査の結果等を踏まえ、受診日の日程調整を含めた個別の受診勧奨・再勧奨を実施。
- 子宮頸がんや乳がん検診について、一定年齢の者に対して、クーポン券や検診手帳の配布、検診費用の自己負担部分の助成を実施。
- かかりつけ医から個別の受診勧奨を実施。

### 精密検査の受診の

#### 徹底

- がん検診による十分な効果を得るため、要精密検査と判断されたが未受診である者に対して、個別の受診再勧奨を実施。

※一定年齢の者：子宮頸がん20,25,30,35,40歳、乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん40,45,50,55,60歳  
※検診費用の自己負担部分の助成は、過去5年度に一度も検診を受診していない者が対象。

がんの早期発見・がんによる死亡者の減少



27 補正・5億円

28 当初・15億円

2

## B型肝炎ワクチンに関する技術的検討結果

平成27年1月  
第6回予防接種ワクチン分科会に提出

これまでの技術的な検討結果を踏まえ、仮に国民に対して広く接種機会を提供する場合、下記の対応としては如何か。

- 予防接種対象年齢は出生後から生後12月までとする。
- 標準的には、生後2ヶ月からのB型肝炎ワクチン接種を実施する（生後2ヶ月、3ヶ月、7-8ヶ月での接種。感染のリスクが高い場合には出生直後の予防も考慮する。）。
- 使用するワクチン製剤は遺伝子型A型、C型どちらのウイルス由来の製剤も選択可能とする。

ただし、本提案は技術的検討結果であり、国民に対して広く接種機会を提供する仕組みとして実施するためには、前提として、ワクチンの供給・実施体制の確保、必要となる財源の捻出方法等の検討を行った上で、関係者の理解を得るとともに、副反応も含めた予防接種施策に対する国民の理解等が必要。